

ゴールデンアカデミー

「会員規約」

第1条 総則

本会員規約は、「特定非営利活動法人 ゴールデンアカデミー（以下「本法人」という）設立の趣旨と目的に賛同し、会員となるに当って遵守すべき事項を記載したものです。

第2条 目的

本法人は、豊かなシニア世代に属する人々に対して、地域における中小企業やベンチャー企業の支援および成長に寄与するサポーター、アドバイザーとしての活躍の場を提供する事業を行うことによって、わが国における高齢化社会に向けたシニア世代の生きがいの醸成や、中小企業を中心とした産業社会の活力の維持・向上を図ることを目的としています。

第3条 会員の種別

本法人の運営は主に会費によっており、活動に参加するには、会員になっていただく必要があります。

2) 本法人の会員には、「正会員」と「賛助会員」の2種があります。

「正会員」

本法人の目的に賛同し、入会金、年会費を納め入会した個人。

「賛助会員」

本法人の目的に賛同し、本法人の事業を賛助するために年会費を1口以上収め、入会した個人および団体。

3) 会員は、本規約を承認の上、所定の手続きを完了した方といたします。なお、手続きが完了しても、本法人事務局が会員として入会不適切と判断した場合は、入会を認めない場合があります。

第4条 会員の個人情報

会員入会時の、申し込み書等への記載個人情報は、本法人の事業に関してのみ使用いたします。

2) 個人情報は、退会時本人よりの申し出でにより抹消いたします。

第5条 会員の禁止事項

会員は以下の項目に該当する行為並びに、するおそれのある行為を禁じるものとします。

- ・公序良俗に反する行為
- ・法令に違反する行為
- ・選挙運動、宗教等への勧誘もしくはこれに類似する行為
- ・他の会員もしくは第三者に対して誹謗中傷、著作権の侵害などの不利益を与える行為
- ・本法人の運営を妨げる行為
- ・その他本法人事務局が不適切と判断する行為

第6条 会員資格の抹消

第5条の禁止事項に反した場合は、本法人事務局は、会員資格の抹消をすることができるものとします。なお、この場合、納入済みの入会金、会費は払い戻されません。

第7条 退 会

会員は、「退会届」を提出することにより、任意に退会することができます。ただし、納付済みの入会金、会費の払い戻しを受けることはできません。

第8条 資格の喪失

会員は、正当な理由がなく会費を滞納し、催告期間内に納入しなかったとき資格を喪失することがあります。

第9条 本規約の改定

本「会員規約」が改定されたときは、速やかに会員に告知されます。告知の方法は、規約の郵送、インターネット・ホームページ、インターネット・メール等の手段によるものとし、方法の選択は改定の内容によります。

(付 則)

1. 本会員規約は、平成16年12月1日より発効となります